

報告（素案）についての意見

2007年12月4日

立花 宏

1. 自発的に再就職支援を希望した職員の扱いについて（3ページ、4ページ）

- (1) 自己都合で退職する職員（特に、比較的若手の職員）に対してまで、国民の税金で運営されるセンターの再就職支援サービスを提供する必要があるのか、甚だ疑問があります。民間企業でも、自己都合で退職する者に対し、企業側が再就職支援をサポートしているという事例はないと思います。
- (2) とりわけ、3～4ページの「(2) センターへの登録」のうち、自発的に再就職支援を希望した職員の場合、登録の有無を含む登録内容について、出身省庁に対する守秘義務をセンター側に課すという趣旨の記述がありますが、本人は転職に伴うリスクを全く負わずにセンターの支援機能というメリットだけを一方的に利用することを容認することは、バランスを失していると思われる。人事当局に転職の可能性を秘匿しておきたいのであれば、むしろ民間の再就職支援会社のサービスを利用すれば良いのではないかと思われます。

2. 別添の2. の一律的な割増し退職手当制度の見直しについて

退職手当制度の趣旨（賃金の後払い的性格、功績への報償）に照らし、再就職先の如何によって割増率を変えることには理解しがたい面があります。民間企業への再就職を促進したいとの狙いがあると推察はいたしますが、民間企業との癒着につながる行為を在職時から誘発しないか、退職手当のさらなる増大につながらないか等、納税者の理解・納得を得るうえでさらに検討を要する問題を含んでおり、できれば削除をお願いしたいと思います。

3. 発足当初期には非営利法人への再就職支援を行わないこと等について

今回の法改正は、何回も申し上げるようですが、再就職を各省毎のあっせんから内閣に一元化するという歴史的な意義（各省割拠主義の打破、縦割行政の弊害是正）を持つものだと理解しています。発足当初期にセンターが非営利法人への再就職支援を扱わないとすることは、この改正趣旨に照らして問題があると考えます。また、随意契約や補助金には様々なものがあり、これらを一律に悪として、対象法人への再就職も一律にダメだということには、問題があると考えます。独立行政法人改革、公益法人改革、随契改革、補助金改革はいずれも重要な課題であり、それぞれの改革趣旨に照らして改革を迫すべきと考えます。

以上